破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第３８０号
福岡県春日市桜ヶ丘７丁目32番地　村山第２ビル303号
破産者　土岐　　広
1　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
2　一般調査期日　平成30年８月10日午前11時30分
平成30年６月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８７号
大阪府寝屋川市東香里園町28番12号
破産者　インターハウスこと　野々村恵子
1　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
2　一般調査期日　平成30年８月30日午後２時
平成30年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８８号
大阪市淀川区木川西２丁目１番１号
破産者　株式会社ワイズコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
2　一般調査期日　平成30年９月10日午後２時
平成30年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８９号
大阪市淀川区西中島４丁目11番４－203号
破産者　八木　克治
1　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
2　一般調査期日　平成30年９月10日午後２時
平成30年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３３号
大阪市住吉区墨江４丁目11番20号
破産者　ミナミ印刷株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
2　一般調査期日　平成30年９月13日午後２時30分
平成30年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３４号
大阪府豊中市上野東１丁目４番22の４号　大橋勇子方、開始決定時大阪市住吉区墨江４丁目11番20号
破産者　坂東　康子
1　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
2　一般調査期日　平成30年９月13日午後２時30分
平成30年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０号
兵庫県南あわじ市福良甲1273番地、前住所神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８　２番館705号
破産者　古川都與子
1　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
2　一般調査期日　平成30年９月10日午前11時
平成30年６月18日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
三重県桑名市大字五反田1171番地、前住所三重県桑名市中山町91番地　オーズメゾーナカヤマＣ棟102号
破産者　福田　宜正
1　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月７日午前10時
平成30年６月18日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
三重県桑名市大字増田440番地
破産者　福田　正行
1　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月７日午前10時
平成30年６月18日
津地方裁判所四日市支部破産係

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第１００２号
神戸市西区高塚台５丁目４番15号
清算株式会社　エスディー株式会社
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第３号
徳島市上八万町西山1632番地
清算株式会社　株式会社イドム
代表清算人　後藤　眞人
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定の骨子
清算株式会社は、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価・回収して得られた金銭から、特別清算手続の結了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除した残額を弁済原資として本協定の対象となる債権者に弁済をしたうえで、その余の債権について免除を受けることを基本的な方針とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　一般協定債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始命令のあった平成30年３月15日までの原因に基づいて生じた債権（貸付金、社債、求賞金元本、資本性貸付金のほか、利息、遅延損害金及び遅滞保証料（特別清算開始命令の前後を問わない。以下「利息・遅延損害金等」という。）を含む。）から、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）とする。
このうち、一般協定債権とは、協定債権のうち、第２記載の約定劣後協定債権に該当しないものをいう。
具体的な一般協定債権者及び一般協定債権額等は、別紙１「一般協定債権者一覧表」記載のとおりである。
２　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更（免除の内容）
本協定認可決定が確定したときは、後記⑶の免除の効力発生日に、下記ア及びイの免除を受ける。
ア　一般協定債権のうち、利息・遅延損害金等の全額（その発生が特別清算開始命令の前後いずれであるかを問わない。）。
イ　一般協定債権のうち、元本（貸付金、社債の元本。協定債権が求償権の場合には代位弁済を実施することにより取得した求償金元本。以下「元本」という。）については、元本の額から後記⑵アの弁済額を控除した額。
⑵　弁済
ア　弁済額
元本の0.45％に相当する金額。
イ　新たな資産が発見された場合の特則
前記アの弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合（清算株式会社において、諸経費を控除してもなお協定債権者に対する弁済を行いうる程の現預金が残存する場合を含む。）には、清算株式会社は、これを速やかに換価・回収し、当該資産の換価・回収が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、各一般協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、別紙１「一般協定債権者一覧表」の「元本」欄記載の金額から前記アに基づく同表の「弁済額」欄記載の弁済額を控除した残額の割合に応じて弁済（以下「追加弁済」という。）する。
なお、この場合、前記⑴イに定める一般協定債権の免除については、追加弁済に係る金額が支払われる限度において、その効力を失う。
⑶　免除の効力発生日
ア　前記⑴アの免除の効力発生日は、本協定認可決定が確定した日とする。
イ　前記⑴イの免除の効力発生日は、前記⑵アの弁済が終了した日とする。
⑷　弁済時期
本協定認可決定が確定した日から１ヵ月以内で清算株式会社が別途指定する日とする。
３　個別条項
一般協定債権の権利変更前の権利の内容は、別紙１「一般協定債権者一覧表」の「一般協定債権額」欄記載のとおりであり、前記２⑶の免除の効力発生日に同表の「免除額」欄記載のとおり免除を受け、同表の「弁済額」欄記載のとおり弁済を行う。